

入札説明書

令和 8 年 8 月 28 日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1.業務名

令和 8 年度那覇市民体育館個別長寿命化計画策定業務委託

2.履行期間

着手の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

3.業務の概要

那覇市民体育館個別長寿命化計画を策定する。

4.入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（3）に該当するものを除く。）
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請業者も同様とする。）
- (6) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタントの登録がされている者であること。（那覇市ホームページの「令和 7・8 年度登録業者一覧」でご確認ください。）
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係

がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第4条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。

(ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii)会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合
その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 配置技術者は次の要件を全て満たすこと。

①管理技術者および担当技術者をそれぞれ開札日において配置できること。

②管理技術者は、次の資格を有すること。

受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築士

③主任担当技術者は、次の資格を有すること。

(ア)総合

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築士

(イ)構造

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する構造設計一級建築士又は一級建築士で構造設計一級建築士と同等の実務経験を有すること。※構造分野を再委託する場合は、調査職員と協議すること。

(ウ)電気設備

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する建築設備士、設備設計一級建築士、1 級電気工事施工管理技士又は第一種電気工事士のいずれかの資格を有する者

(エ)機械設備

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する建築設備士、設備設計一級建築士、1 級管工事施工管理技士又は空気調和衛生学会の設備士（衛生部門、空調部門）のいずれかの資格を有する者

※主任担当技術者については、次の分野に限り兼務してよいこととする。

総合と構造

電気と機械

※管理技術者と主任担当技術者は兼任することができないこととする。

④管理技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

※恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 ヶ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

(9) 那覇市内に本店が有る者であること。

5.一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、提出期間に資格審査申請書（第 1 号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期間：令和 8 年 8 月 31 日(月)9 時～令和 8 年 9 月 11 日(金)17 時まで
- (2) 提出方法：公園管理課（那覇市役所本庁舎 9 階）まで持参すること。

6.入札方法等

- (1) 入札保証金 那覇市契約規則第 8 条により免除する。

(2) 入札

- ① 入札参加者は、入札書（第 3 号様式）に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。
- ② 入札書は持参により提出すること。
- ③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状（第 4 号様式）を持参し、当該入札の執行前に提出すること。
- ④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 注意事項

- ① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。
- ② 入札書は、封書にして提出すること。
- ③ 代理人が入札を行う場合で委任状（第 4 号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- ④ 代理人が入札を行う場合で委任状（第 4 号様式）に代表者の登録印の押印がある場合は、入札書（第 3 号様式）への登録印の押印は不要とすることができる。
- ⑤ 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ② 資格審査申請書又は資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の記載金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の金額や、「¥」又は「金」の記載がない入札
- ⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- ⑦ 封筒に2通以上の入札書が入っている入札
- ⑧ 虚偽の記載がされた入札
- ⑨ 連合その他不正の行為があった入札

(5) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

7.落札者の決定方法等

(1) 落札候補者

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 落札候補者は、応募時に提出した一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）の記載内容を確認できる「資格審査書類」を、第5号様式を表紙として、必要資料をファイリングし、持参により期限までに提出しなければならない。

(2) 入札参加資格審査

- ① 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ② 落札候補者について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。

- ③ 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

(3)入札参加資格不適格者に対する説明

- ① 入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。
- ア 申立期限:入札参加資格不適格通知書が到達した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）とする。
- イ 申立方法:説明申立書（様式自由）を那覇市公園管理課まで持参すること。
- ② 回答については、説明申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもっておこなう。
- ③ ①、②の説明申立ては落札者の決定を妨げることができないものとする。

8 その他

- (1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）を遵守すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は公園管理課ホームページに掲載する。
- (4) 資格審査申請書及び資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された資格審査申請書及び資格審査書類は、入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された資格審査申請書及び資格審査書類は返却しない。
- (7) 提出期限以降における資格審査申請書又は資格審査書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 資格審査申請書及び資格審査書類の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (9) 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 名称 | 那覇市 都市みらい部 公園管理課 管理グループ |
| 所在地 | 〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（9 階） |
| 電話番号 | 098-951-3239 |
| FAX 番号 | 098-951-3206 |